

ハーグ条約で、子供と日本人親だけが 日本に帰国することはできなくなった？



これまでの連載では、ハーグ条約の仕組みや日米の離婚に対する考え方の違いについて説明してきましたが、今回は、離婚係争時・または離婚後の「日本への帰国」について簡単に見て参ります。

私どもが国際離婚のご相談を聞かせていただくときに多い話題が「日本への一時あるいは永久帰国」です。日本がハーグ条約を締結したので、十六歳以下の子供を連れて日本人親だけが日本に帰国することはできなくなると誤解しておられる方が多いと思います。しかし実はハーグ条約締結前もそして今も、子供が十八歳になるまでは日本人親と子供の国外への旅行や転居は共同親権者である元配偶者の同意がなければ、行うことができないことには変わりはありません^(*)。むしろ条約締結により、裁判所や関係者の同意を得られやすくなったといえることがいえるでしょう。同意を取らなくても以前は行けた、とおっしゃる方もいるかもしれませんが、しかしその過去の時点で相手があるに誘拐罪を申し立てていたなら、実は米国に戻ったとたん逮捕されていたかもしれないのです。

では離婚係争時あるいは離婚後に帰国に同意してもらえない可能性がある場合、何を準備すれば良いでしょうか。弁護士あるいはメデイエーター（仲介人）を入れて配偶者側と話し合いをしているときに、次のことを話し合いに入れることをお勧めします。もちろん話し合いがスムーズな場合は当事者二人で取り決めることも問題ありません。どちらにしろ以下のような法的な書類を残すことが大

切です。

① 転居同意書 (Relocation Agreement) の作成：日本人親と子供の基本的な生活を数年、あるいは半永久的に日本に移したいと考える場合、転居同意書を作り公正証書とする、或いは裁判所に申し立てすることができず。例えば普段の生活は日本で行うが、夏休みや冬休みの長期のお休みはアメリカでもう一方の親と生活するなど、一方の親と生活をします。その取り決めをします。そのときの飛行機代は誰が払うのか、お休みとは何日から何日までを指すのか、子供に何か休暇中の用事がきたらどうするのか、と細かい点もお互いに納得いくまで話し合ってから取り決めることをしておくことが大事です。これは米国に住みながら毎年定期的に一時帰国する場合でも、同意内容を記録するために使用することができます。

② 離婚同意書 (Separation Agreement) の中に記載：離婚の取り決めの際は、通常、今後の子供の生活について細かく話し合われます。アメリカで離婚後も生活される場合は、この同意書の中に日本への一時帰国について明確に記載しておくことが大事です。具体的に何日から何日までなのか、誰が払うのかということまで必要ならば記載します。できればこれは日本人親の権利として毎年行くことができる、と記載しておければ法的に強く主

日本への一時帰国、永久帰国



張しやすくなります。相手が急に反対しても同意書に明確に記載してある場合、それが最優先される可能性が極めて高いからです。もちろん将来帰国を反対された時に問題とならないように、あなたがお子さんときちんと同意書の内容に沿ったスケジュールで一時帰国をし、米国に帰るのがスケジュールより遅いことがないようにして実績を作っておくことがとても大切です。また日本へ一時帰国されるときには毎回相手側より国外旅行同意書を作成してもらい公正証書として帶同することを勧めします。(*)

このような話し合いと同意書を作っても、それでも反対される場合は、裁判所に申し立てをするようになるかもしれません。しかし同意書がきちんと作られており、「一時帰国がなぜ子供たちにとつて大事なことになるのか」という説明があり、今まで約束を守らなかったことがないなど、様々な理由を主張していけば、日本がハーグ条約を締結している今、裁判所も理解を示すと思われれます。日本籍も持った子供が日本で生活したいという意思がある場合、裁判所で自分の意思として証言をしていくことができるといわれています。十四歳以上といわれることがありますが、決まった年齢があるわけではありません。子供が大人と同等に自分の意見を述べられるだけ成熟していることが望まれます。しかし申し立てを起しても裁判官に裁量があるため、子供が必ず証言を裁判所でできるかは確実ではありません。このように裁判所を間に入れる場合は家族法が専門の弁護士に相談されることをお勧めします。

一方で裁判所にかかわることは金銭的にも精神的にも簡単なことではありません。離婚時、または離婚後に元・配偶者と子育ての仕方・面会交流・スケジュールなどで争いが絶えない場合、ペアレンドン・グ・ニューデイナーという専門家を連れていくことができます。この専門職は家庭法が専門でメデイエーターの経験を持つ弁護士あるいはメンタルヘルスの専門家であることが多く、あくまで双方に中立な立場で働きます。話を聞き、教育をし、時には介入し、状況がうまく進むかどうかのモニターをすることもあります。法的な措置を取る前に、まずこうした中立な専門家を入れることでお互いに後に大きなしこりを残さなくて良いという利点があります。一時帰国をするにどが子供たちにとつてどれほど大事なことになるのか、本当に必要なのかも、ニューデイナーを入れて話し合うことができず、「ご自分の住む州」と「アレクサンダー・グーデイナー」と入れてインターネットで検索することができます。

どちらにしても子供たちは二つの国のアイデンティティを持ちながら育っていきます。自分たちにとつてではなく、子供たちにとつて一番良いことは何なのかということを考え、後に争いにならないよう早めに話し合いと取り決めをしておくことが大切です。

*1 州を越えての旅行や転居は殆どの州が、事前の取り決めが無い限り、相手の許可を必要とします。ただし同意が不要である州がいくつか存在します。その場合でも移動距離の制限などが決められていることが多いので注意が必要です。

*2 一時帰国時に、特にカナダを中継される場合、税関で渡航同意書の有無を訊ねられることがあります。

(JB Line, Inc. 渡邊哲子)